

# 愛知・名古屋 2026 大会における遠隔同時通訳拠点設置運營業務委託募集要領

## 1 事業の目的

アジア競技大会及びアジアパラ競技大会期間中、報道関係者向けに実施される記者会見や各関係者向けに実施する公式会議で同時通訳の管理・運営を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の名称

愛知・名古屋 2026 大会における遠隔同時通訳拠点設置運營業務委託

### (2) 業務の仕様

別紙「愛知・名古屋 2026 大会における遠隔同時通訳拠点設置運營業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から 2026 年 11 月 30 日まで

### (4) 委託契約額の上限

金 647,361,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 【内訳】

契約日から 2026 年 3 月 31 日分：184,589,000 円以内

2026 年 4 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日分：462,772,000 円以内

### (5) 支払方法

毎年度事業終了後に精算払とする。

## 3 委託の方法

事業実施に当たって企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務委託仕様書及び契約金額を委託契約額の上限の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

## 4 応募資格

応募の資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。また、コンソーシアム（共同体・JV）による応募も可とする。この場合、コンソーシアムに参加する全ての者が次の要件を満たす必要がある。

(1) 令和 6・7 年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿の以下に登載されていること。

・「業務（大分類）03. 役務の提供等」、「営業種目（中分類）15:外国語」、「取扱内容（小分類）01:外国語通訳・翻訳」

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案書受付期間に、組織委員会から製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 企画提案書受付期間に、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、始期が 2024 年 5 月 19 日以前のものに限る。
- (7) 企画提案書受付期間に、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去 10 年以内（2014 年 4 月 1 日以降）に、国内で開催された大規模国際競技大会（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会、アジアパラリンピック委員会が主催する大会）、各競技の国際競技団体（国際競技連盟）が主催する大会もしくは大規模国際会議で、3 言語以上を同時に通訳する同時通訳業務を元請として受託し履行した実績があること。

## 5 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ①提案応募書（様式 1）
- ②業務提案書（パワーポイントで作成）
- ③支出計画書（経費見積書）（様式任意）
- ④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）及び必要な添付書類
- ⑤会社の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ⑥共同体結成届（様式 3）（共同体を結成し、応募する場合）
  - ・共同企業体結成届（様式 3-1）
  - ・共同企業体協定書（様式 3-2）
  - ・委任状（様式 3-3）

※全ての構成員が、4 応募資格(1)～(9)について資格を満たす必要がある。また、様

式についての記載方法は以下のとおりとする。

様式1：差出人欄 構成員全員を連名で記入

様式2：差出人欄 社会的価値に関して記入する構成員名称を記入

任意様式：見積書 差出人欄 共同企業体の名称で記入

## (2) 提出部数

上記①から⑤は各7部、⑥は1部

## (3) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可。

## (4) 提出期限

2025年3月27日(木) 午後5時（必着）

## (5) 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会国際課

NOC・NPC リレーショングループ

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（東大手庁舎5階）

## 6 応募に関する問合せ

### (1) 提案内容に関する問合せについて

企画提案の内容に関する問い合わせは、2025年3月14日（金）午後5時まで質問を受け付ける。質問事項は「質問書（様式4）」に記載し、以下のアドレスまで電子メールにより照会するものとし、メールの件名は「遠隔同時通訳拠点設置運營業務委託に関する質問」とすること。口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2025年3月18日（火）午後5時までに組織委員会のホームページに掲載する。

### (2) 問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会国際課

NOC・NPC リレーショングループ

メール：ainagoc-kokusai@aichi-nagoya2026.org

## 7 契約候補者の選定

### (1) 選定方法

#### ア プレゼンテーション審査

提出された企画提案書について、愛知・名古屋2026大会における遠隔同時通訳設置運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

なお、日程は以下を予定する。

・日時：2025年4月22日（火）午前10時から（予定）

- ・場所：愛知県東大手庁舎（名古屋市中区三の丸三丁目2番1号）
- ・備考：提案者ごとの開始時間等は、別途連絡。
  - －プレゼンテーション時間は、1者につき20分を想定。
  - －プレゼンテーションは、パワーポイントを使用すること。
  - －パソコン、プロジェクター等の電子機器は使用可能であるが、インターネット回線は応募者で用意すること。
  - －プレゼンテーション終了後に10分程度の質疑応答を予定。

## （2）選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に対して、後日、書面で通知する。

## （3）契約

ア 受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

イ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と交渉する。

なお、受託候補者が契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として組織委員会入札参加資格を有しないことになった者については、この限りでない。

（ア）応募資格を有しないこととなった場合

（イ）指名停止を受けた場合

（ウ）排除措置を受けた場合

ウ 電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により行うものとするが、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書により行うものとする。なお、受託候補者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」を組織委員会に提出しなければならない。

エ 受託候補者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」を組織委員会に提出しなければならない。

## （4）その他

選定委員会は非公開とする。審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

## 8 注意事項

- （1）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションの出席等に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- （3）提出された企画提案書は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- （4）提案された企画提案書は、返却しない。
- （5）要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

- (6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、組織委員会から指示があった場合を除く。
- (7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。
- (8) 企画提案は1事業者あたり1案とする。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
  - ア 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等
  - イ 記入事項を判読できない企画提案書等
  - ウ 虚偽の事項が記載された企画提案書等
  - エ 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
  - オ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等
  - カ 提出期限までに提出されなかった企画提案書等
  - キ その他本募集要領等に定める条件に違反した企画提案書等
- (10) 指定する委託契約額の上限を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。
- (11) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、組織委員会が定める。

## 9 スケジュール（予定）

- 2025年3月27日（木） 企画提案書の提出期限
- 2025年4月22日（火） 選定委員会による審査、委託先の決定、通知
- 2025年5月1日（木） 契約締結
- 2026年11月30日（月） 契約満了